

鳥取県人材育成プラン作成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県人材育成プラン作成支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自動車関連分野、医療機器関連分野(以下「成長分野」という。)の事業展開を推進しようとする県内中小企業者が、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第11条第1項を踏まえ専門家等の指導・助言を受けて人材育成プランを作成することを支援し、人材育成を戦略的かつ効率的に推進し、従業員の職場定着やリーダークラスの指導力向上等を図る取組を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

(1) 対象分野 総務省が定める日本標準産業分類における中分類のうち、次の表に掲げる業種に該当するものをいう。

輸送用機械器具製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

(2) 人材育成プラン (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構が整備した自動車関連、医療機器関連の職業能力開発体系を活用し、第2条の交付目的を達成するために事業主が作成する人材育成プランをいう。

(3) 県内中小企業者 鳥取県内に主たる事務所を有する中小企業者(中小企業等経営強化(平成11年法律第18号、以下「強化法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるものであり、主として(1)の対象分野の事業を営むもの。

(4) 専門家等 社会保険労務士、中小企業診断士など企業の人材育成に関する専門性を有する者で、職業能力開発体系を活用した人材育成プラン作成の実績がある者又は県(鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会を含む。)が実施する人材育成プラン作成セミナー(以下「セミナー」という。)を受講している者をいう。ただし、本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)がセミナーを受講している場合についてはこの限りでない。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象事業(以下「補助事業」という。)を実施する同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、

当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第 4 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第 5 欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。

- 3 補助対象期間は、別表の第 6 欄に掲げる期間とし、専門家を活用する回数（以下「実施回数」という。）は、別表の第 7 欄に定める回数とする。
- 4 本補助金とは別に国又は鳥取県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

（交付申請の時期等）

第 5 条 本補助金の交付申請は、補助事業を開始する日の 1 か月前までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 6 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 7 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額に係る変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
 - (3) 本補助事業の中止又は廃止
- 2 前条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第 12 条第 3 項の申請書に添付すべき書類は、様式 1 号及び様式 2 号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第 8 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第 17 条第 1 項の報告に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式 2 号及び様式 4 号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 5 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える

額に対応する額を県に返還しなければならない。

(広報・普及への協力)

第9条 補助事業者は、本補助金で実施した事業について、県内中小企業等における人材育成の推進に資するため、業務に支障のない範囲で県が行う広報及び普及活動に協力するものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	成長分野の事業展開を推進するため人材育成プラン（開発部門又は生産部門に係るプランを含むものに限る。）を作成（見直しを含む）するための取組
2 補助事業者	本補助金の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。 （1）成長分野の事業展開に取り組んでいる又は取り組む予定がある県内中小企業者 （2）専門家等を活用して人材育成プランの作成（見直しを含む）に取り組む予定がある県内中小企業者 （3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと （4）暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
3 補助対象経費	専門家謝金 ただし指導・助言時間が4時間以上の場合には10万円、4時間未満の場合には5万円を1日当たりの謝金の上限とする。
4 補助率	4分の3
5 補助金の限度額	30万円 （ただし、過年度に本補助金又は鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト・人材開発プラン作成支援補助金を活用した者については、過年度の交付額と合わせて30万円を限度額とする。）
6 補助対象期間	交付決定の日から交付決定を受けた年度の2月末日まで
7 実施回数	最大10回 （ただし、本補助金又は鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト・人材開発プラン作成支援補助金を活用した者については、過年度の実施回数と合わせて10回を限度回数とする。）